☆「合理的配慮」の提供を推進するための工夫
～はじめに取り組む３つのこと～

福島県教育委員会では、学校における合理的配慮を推進していくために、合理的配慮に関する校内体制についてアンケート調査を実施しました。

合理的配慮に関する校内体制についてのアンケート調査の結果

「合理的配慮」の提供にあたっての自校での課題はどこにあると考えますか。（複数回答可）

小・中学校、高等学校の合計

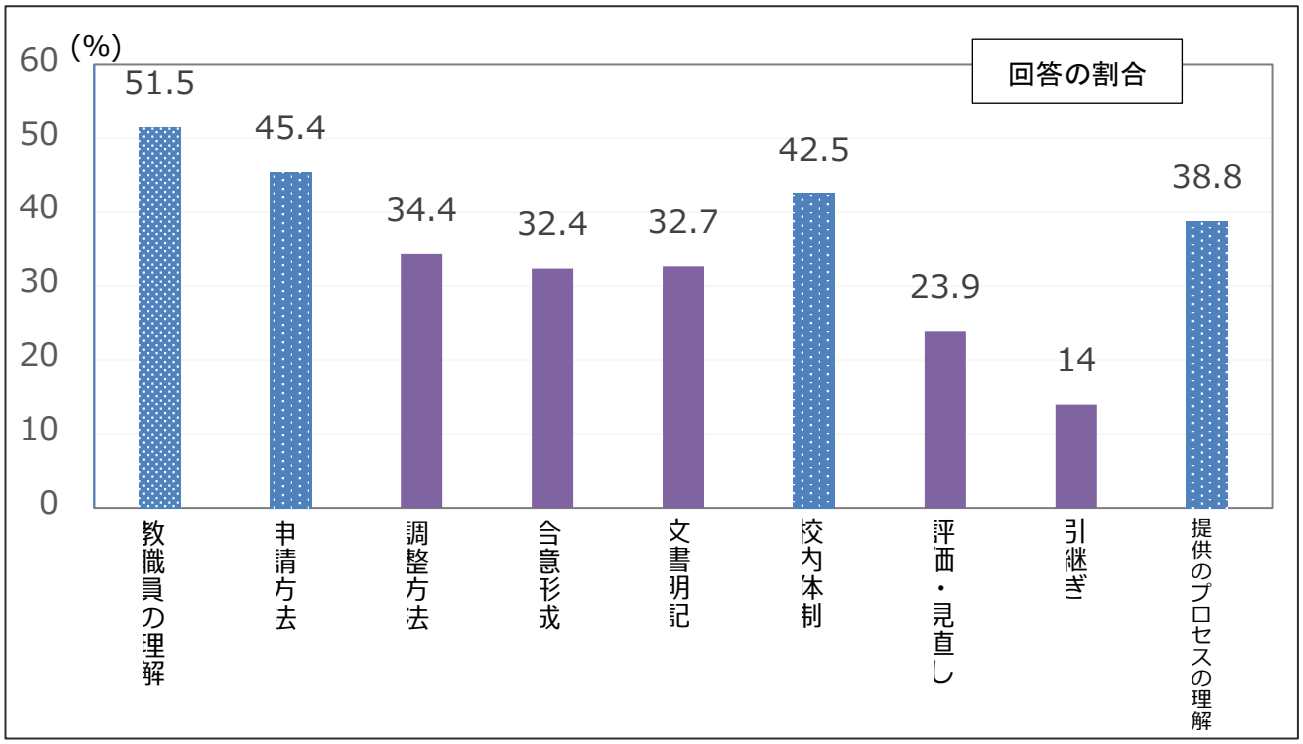

福島県教育委員会「合理的配慮に関する調査」平成３０年度

平成２８年４月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、学校等においては合理的配慮を提供することとなりました。しかしながら、上記のアンケート結果のように、合理的配慮そのものや提供のプロセスについての教職員の理解や、保護者に対する申請方法の周知（説明）等について課題として挙げる学校が多くありました。

アンケート結果を分析したところ、合理的配慮の提供状況と「教職員の理解」及び「保護者への説明」には相関関係があることが分かりました。

つまり、合理的配慮の提供に向けて大切なことは以下の３つです。

教職員の研修を行い、合理的配慮について理解を深めること

児童生徒・保護者向けの説明を行い、理解を促すこと

合理的配慮の提供計画を作成し、校内で共通理解を図ること

合理的配慮の提供に当たっては、教職員一人一人が対応するのではなく、組織として取り組むことが重要です。そのためにも、各学校においては合理的配慮の提供計画を作成し、校内で共通理解を図った上で、校内体制を整えましょう。

「合理的配慮の提供計画」チェック表

このチェック表は、各学校がこれまで実施してきたことや新たに実施できそうなことをチェックすることで、☆『合理的配慮の提供計画』を作成の参考とすることができます。作成した計画は教育計画等にも取り入れ、全職員で共通理解のもと、合理的配慮の提供を進めていきましょう！

理解

教職員向け研修

どんな場で？どんな方法で？　内容　合理的配慮の基礎的な内容や学校での取組の進め方

【場】
- □職員会議　□現職全体研修
- □学校訪問時の分科会
- □生徒指導全体協議会
- □その他（　　）

【方法】
- □外部講師による研修
- □校長、特別支援教育担当による説明、研修
- □伝達講習　□文書配付
- □その他（　　）

児童生徒保護者向け説明

どんな方法で？　内容　特別支援教育と合理的配慮の基礎的な内容や申請方法

【児童生徒に】
- □特別支援教育コーディネーターより集会等にて説明
- □教育相談だよりにて情報提供
- □授業にて合理的配慮の考え方を説明
- □担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による面談
- □その他（　　）

【保護者に】
- □ＰＴＡ総会や学期末懇談会にて校長・外部講師より説明
- □各家庭に文書配付（※申請書も添付）
- □教育相談だよりにて保護者に情報提供
- □担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による面談
- □その他（　　）

意思の確認

誰が？（窓口）どんな方法で？

【窓口】
- □学級担任
- □校長
- □教頭
- □養護教諭
- □特別支援教育コーディネーター
- □その他（　　）

【方法】
- □話し合う場の設定
- □個別面談時
- □連絡帳
- □保護者向け講演会等で配付した用紙の提出
- □申請書（相談申し込み書等）の提出
- □その他（　　）

調整・合意形成・決定

校内委員会での検討

組織の構成は？　内容　学校で提供する合理的配慮の内容・方法の方針決定

【組織】
- □既存の組織で検討
  （例）特別支援教育委員会、運営委員会、生徒指導部会、校内就学指導委員会
  その他（　　）
- □新しい校内委員会を設置し、検討

【構成】
- □校長　□教頭
- □教務主任
- □特別支援教育コーディネーター
- □担任　□養護教諭
- □生徒指導主事　□教育相談担当
- □各教科担当
- □その他（　　）

建設的対話

支援内容の文書明記と保護者との確認

何に書く？確認の方法は？

【文書】
- □個別の教育支援計画
- □専用の文書
- □その他（　　）

【確認の方法】
- □家庭訪問
- □個別懇談
- □来校時
- □その他（　　）

確認した内容は引き継ぎましょう

支援内容の共通理解

どの範囲で？どんな方法で？

【範囲】
- □全職員で
- □学年で
- □関係する職員で（　　）

【方法】
- □職員会議　□生徒指導全体協議会
- □学年会　□打ち合わせ
- □回覧　□データベース化
- □その他（　　）

提供

評価・見直し

支援内容の評価/見直し

いつ？どんな場で？

【いつ】
- □学期ごと
- □年度末
- □随時

【場】
- □ケース会議　□学年会
- □教育相談　□個別懇談
- □授業後　□その他（　　）